

# 群馬大学遺伝子組換え実験等安全委員会法令遵守専門委員会内規

平成 17 年 9 月 7 日 制定

改正 平成 20 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

## (設 置)

第 1 条 国立大学法人群馬大学遺伝子組換え実験等安全管理規程（以下「規程」という。）

第 14 条の規定に基づき、遺伝子組換え実験等の適正な実施及び法令遵守を図るため、群馬大学遺伝子組換え実験等安全委員会法令遵守専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

## (任 務)

第 2 条 専門委員会は、年 1 回以上各実験場所を巡回し、承認した実験が実験計画書のとおり実施されているのか又、法令等に定められた表示、文書等により情報提供がなされているのか等を調査し、助言及び勧告を行う。

## (組 織)

第 3 条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 遺伝子組換え実験等安全委員会委員長

(2) 安全主任者

(3) 遺伝子組換え実験等安全委員会から選出された委員 若干人

(4) 遺伝子組換え実験等安全委員会委員長が推薦した教員 若干人

## (委員長)

第 4 条 専門委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

## (任 期)

第 5 条 第 3 条第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (措 置)

第 6 条 調査の結果、是正措置を講ずることが必要と判断したときは、実験責任者に通知し、実験責任者から改善報告を求める。

## (事 務)

第 7 条 専門委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、遺伝子組換え実験等安全委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成17年9月7日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条4号の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。